

IASBは、IFRS第9号の限定的修正に関する提案を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

本公開草案は、IFRS第9号「金融商品」における分類及び測定の要求事項の一部を、以下のとおり修正することを提案するものである。

- 含んでいる契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている金融資産についての「その他の包括利益を通じて公正価値（FVTOCI）」の測定区分を導入する。
- IFRS第9号の完了後、IFRS第9号の完成版のみが早期適用に利用可能となるように、経過措置のガイダンスを変更する（ただし、例外として、企業は、公正価値オプションに指定された金融負債について、負債の信用リスクの変動に起因する利得及び損失をその他の包括利益に表示する要求事項を、独立して早期適用することが容認される）。
- 特定の負債性金融商品について、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価との間に改変された経済的関係が存在する場合に、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストを修正する（これは、金利改定の頻度が金利の期間（tenor）に一致していない場合に関係する）。
- その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収である事業モデルの性質の明確化、及びその目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方である場合の事業モデルとこの事業モデルがどのように異なるかに関する明確化を提供する。

背景

2012年11月28日に、国際会計基準審議会（IASB又は審議会）は、一般からのコメントを求めるために、IFRS第9号の修正を提案する、ED/2012/4「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」（以下、EDという）を公表した。これらの修正は、金利に関するミスマッチの特徴（すなわち、金利改定の頻度が金利の期間に一致していない）を有するものを含む、特定の種類の負債性金融商品について、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストの適用方法について生じた適用に関する疑問に対応するものである。審議会は、また、現在の金融資産の分類及び測定モデルと、保険契約プロジェクト及び米国財務会計基準審議会（FASB）における金融商品の暫定的な分類及び測定モデルとの間の相互関係を検討した。この結果、本EDは、特定の負債性金融商品について、「FVTOCIで測定する新たな区分」の導入を提案している。IASBは、また、IFRS第9号の早期適用に関する新たな要求事項を提案する機

会を得ることになった。

本EDのコメント期間は、2013年3月28日に終了する。

提案内容 FVTOCIの測定区分

本EDは、契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されなければならないことを提案する（ただし、測定又は認識の不整合を、解消又は大幅に低減するように、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている場合を除く）。これは、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価（金融資産が償却原価で測定されるかどうかを判定する際に使用するものと同一のテスト）を通過する金融資産を対象とする。本提案では、金利収益、為替差損益及び信用減損は、純損益に認識し、その他の利得及び損失（すなわち、「これら

の項目」と「公正価値の全体の変動」との間の差額)は、その他の包括利益(OCI)に認識する。OCIに計上した利得又は損失の累計額は、全額、認識の中止をした時に純損益に振替え、又は分類変更の場合には特定の指針に従って取り扱われる。金利収益及び信用減損は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で認識し、まだ公表されていない減損に関する提案に従って会計処理することになる。これにより、当該資産は償却原価で測定された場合と同一の純損益情報となるが、財政状態計算書は金融商品の公正価値を反映することになる。

見解

FVTOCIカテゴリーは、負債性金融商品に適用される、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」での現行の「売却可能」カテゴリーと同一の測定結果を提供するが、減損に関する重要な差異が、IAS第39号の「発生損失モデル」ではなく、IASBからまもなく公表される「予想損失モデル」に基づくことにより生じる。

事業モデルのテストに関する適用指針の改訂

本EDは、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方の目的で資産を管理することであるかどうかを判定する方法に関する適用指針を提案する。さらに、本EDは、事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有することである場合(すなわち、償却原価の規準の一部)に関する、IFRS第9号における現行の適用指針の明確化を提案する。

本EDは、信用の悪化以外の理由で生じる売却が、(たとえ重要であったとしても)頻繁に行われない場合、又は(たとえ頻繁であったとしても)個別及び全体の双方で重要ではない場合に、そのような売却が、依然として、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する目的と整合する可能性があることを提案している。本提案では、金融資産の売却が金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合には、その売却は、また、契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しうる。本EDは、また、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであるかもしれない場合のシナリオの事例に関して、現行の適用指針を改訂することを提案している。本提案では、設例の一部は改訂され、1つの追加的な(金融機関が関与する)事例が追加されることになる。

本EDは、その目的が契約上のキャッシュ・フロー

の回収及び売却の双方である事業モデルは、その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデルと比較して、売却の頻度が高く数量も多い売却活動を伴うことを提案する。これは、前者の金融資産の売却が、事業モデルの目的の達成に付随的だけでなく、不可分なものであることに基づいている。本提案は、リストが網羅的でないことに言及しているが、企業の事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方の目的のために資産を管理することであるかもしれない場合に関する3つの事例が含まれている。これらの事例には、非金融企業、金融機関及び保険会社が含まれている。

見解

一部の企業(特に、金融機関)の場合、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を管理する、又は契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方の目的で金融資産を管理するのかどうかを判定するために、ポートフォリオ・ベースで慎重な分析が必要となるであろう。

分類変更

現行のIFRS第9号は、金融資産を管理する事業モデルが変更される場合、分類区分間の分類変更を要求している。これは、償却原価で保有する負債性金融商品及び純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVTPL)に適用する。この概念は、新たなFVTOCIの分類区分にまで拡張される。企業が金融資産を償却原価の区分からFVTOCIの区分に分類変更する場合には、その公正価値が分類変更日に算定され、この金額とその従前の帳簿価額との差額がOCIに認識されるが、実効金利は修正されない。企業が、金融資産をFVTOCIの区分から償却原価の区分に分類変更する場合には、当該資産が公正価値で分類変更され、同時に従前からの利得又は損失の累計額がOCIから除かれ、この金額により分類変更日の公正価値が修正される(しかし、これは、IAS第1号「財務諸表の表示」に従った組替調整ではない)。これは、分類変更日に、公正価値から償却原価に測定の基礎を変更する影響額である。また、この場合にも、実効金利は修正されない。企業がFVTPLからFVTOCIに金融資産を分類変更する場合には、分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額となる。これは、企業がFVTOCIからFVTPLに金融資産を分類変更する場合も同じである。さらに、OCIの利得又は損失の累計額は、IAS第1号に従って組替調整として純損益に振替えられる。

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価

本EDは、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価が、特定の場合にどのように行われるべきであるかに関する新たな指針を提案する。本提案は、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価との間の経済的関係が、重大ではないとはいえないレバレッジ又は金利の改定に関する特徴の適用（すなわち、金利の改定の頻度が利息期間に合致しない場合に、改定又は改定可能な金利）のいずれかを通じて改定される場合があることを言及している。そのような場合に、本提案は、企業が、契約上のキャッシュ・フローが元本と元本残高に対する利息の支払いのみを表すものかどうかを判定するために、当該改定を評価することを要求する。この評価の結果が、分析をほとんど又はまったくしなくとも明らかである場合を除き、企業は、当該改定を含まない比較可能な金融資産（すなわち、信用度が同じで、評価の対象とする特徴以外の点での契約条件が同じ（該当がある場合には、金利改定期間が同じであることを含む）契約のキャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）を検討することが要求される。比較可能な金融資産は、実際の金融商品又は仮想的な金融商品であり得る。

本提案は、評価の対象とする金融商品が、3か月物の金利に毎月改定される変動金利を含んでおり、適切なベンチマーク金融商品は、変動金利が1か月物の金利に毎月改定される事実を除いて、契約条件が同じで信用度が同じ金融商品となる事例を提供している。改定により、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大ではないとはいえない（more than insignificantly）キャッシュ・フローとなる可能性がある場合には、本提案において、当該金融商品は、利息と元本の支払いのみを含むキャッシュ・フローではないため、償却原価又はFVTOCIに分類される可能性はない。企業は、将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある変数（例えば、金利の変数）を考慮しなければならないが、可能性のあるすべてのシナリオではなく、企業が過度なコストや努力なしに考慮できるという合理的に考え得るシナリオを検討することのみが必要である。しかし、企業が、契約上のキャッシュ・フローがベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性はないという結論を下せない場合には、当該金融商品は、FVTPLで測定しなければならない。

本提案は、この評価はどのように行われるかを解説するIFRS第9号の適用指針の事例に対していくつかの変更を導入する。これらの変更は、また、契約上の支払が、貨幣の時間価値及び信用リスクに関連しない変数に連動する（例えば、株価指数（equity

index））場合には、評価は必要なく、当該金融商品がFVTPLで測定されることを明らかにしている。

本提案は、また、「契約上リンクしている商品」に関する2つの明確化の提案を含んでいる。最初に、原金融商品プールに期限前償還が発生した場合に期限前償還可能となるという契約上リンクしている商品の特性は、契約上リンクしている商品が、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローの特性を有することを妨げないこととなる。次に、本提案は、原金融商品プールが、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストを満たさない資産で担保されている金融商品（例えば、不動産により担保されているローン）を含む場合には、これもまた、契約上リンクしている商品が契約上のキャッシュ・フローの特徴に関するテストを満たすことを妨げず、したがって、償却原価又はFVTOCIの会計処理のいずれも妨げるものではないことを明確にしている。

発効日

IFRS第9号の発効日は、2015年1月1日以後開始する年次期間を維持し、早期適用が認められる。しかし、本提案では、企業が、2015年1月1日以後開始する会計期間に改訂後のIFRS第9号を適用した場合には、最終化される際にIFRS第9号に含まれる予定である、まもなく公表される減損及びヘッジ会計の要求事項も適用する必要がある。しかし、本提案は、企業が、本基準書の他の要求事項を早期適用することなく、公正価値オプションに指定された金融負債について、負債の信用リスクの変動に起因する利得又は損失をその他の包括利益に表示するという既存のIFRS第9号の要求事項を早期適用することを認めている。本提案では、これを行うことを選択する場合には、企業は、この事実を開示し、IFRS第7号「金融商品：開示」の対応する開示の要求事項を適用することを要求される。

経過措置

本基準書の現行のバージョンと同様に、企業は、一部の限定的な例外を有するIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、IFRS第9号の修正を提案ごとに遡及適用することになる。しかし、企業は過年度を修正再表示する必要はなく、事後的判断を用いずに、これが可能である場合に、かつ、その場合にのみ、修正再表示することができる。本改訂案では、適用開始日（すなわち、企業が改訂された基準書の要求事項を最初に適用する日）は、企業が本基準書を採用する最初の報告期間の期首である。本提案により企業が、元本と貨幣

の時間価値及び信用リスクへの対価との間の改変された経済的関係を遡及的に評価することが実務上不可能である場合には、その後、企業は、修正案の前のIFRS第9号（2010年）に従って、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を遡及的に評価しなければならない。

本EDは、また、企業がIFRS第9号（2009年）、IFRS第9号（2010年）又はヘッジ会計の章を含むIFRS第9号（2013年第1四半期に公表が見込まれる）を早期適用し、その後本修正を適用する場合には、以下とすることを提案する。

- 本修正を適用する結果として、金融資産又は金融負債をFVTPLで測定するものとする指定が、その条件をもはや満たさない場合には、そのような指定を取り消さなければならない。
- 金融資産又は金融負債をFVTPLで測定するものとする指定が、以前は、その条件を満たしてい

なかったが、本修正を適用した結果として満たされる場合には、そのような指定を行うことができる。

そのような指定及び取消しは、本修正を最初に適用する際に行われ、遡及的に適用されなければならない。

米国会計基準とのコンバージェンス

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価及び事業モデルのテスト（新たなFVTOCIの区分を含む）を修正する提案は、FASBの将来の金融商品の基準書を開発するにあたり達成されたFASBの暫定的な決定と足並みをそろえるものである。

以上

トーマツ Webサイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.tohmatsu.com/us/>

Heads Upニュースレター

デロイト米国税務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・日本語翻訳も掲載）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITFミーティング（2ヵ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

Accounting Roundupニュースレター

- 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行）
- FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行）

その他

- デロイト米国税務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」（日本語翻訳も掲載）等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載
- 「US GAAP/SECに関するセミナー」（年2回開催）の概要と関連資料等

お問い合わせ先 監査・ERS審理室（監査国際） Tel:03-6213-1110 E-mail:jp_us_contact@tohmatsu.co.jp